

## 山梨県富士・東部圏域日中サービス支援型グループホーム室料負担軽減事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を利用する重度心身障害者が負担する家賃の一部を予算の範囲内において助成することにより、重度心身障害者が自ら望む場所で生活できる環境を提供し、その福祉の増進を図ることを目的として山梨県が実施する富士・東部圏域日中サービス支援型グループホーム室料負担軽減事業の実施について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害程度等級表の1級又は2級の者
- (2) 山梨県療育手帳交付規則第五条第1項第1号から第3号に規定する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級の者

### (対象者)

第3条 この要綱に基づき、共同生活援助に係る家賃の助成を受けることができる者は、次の各号の要件をすべて満たす重度心身障害者、又は当該重度心身障害者と生計を一にしている者とする。

- (1) 富士・東部障害保健福祉圏域内に住民票を有する者
- (2) 住居から最寄りの日中サービス支援型グループホームが東京都内又は神奈川県内に位置する者
- (3) 東京都内又は神奈川県内の日中サービス支援型グループホームを利用していること
- (4) 東京都又は神奈川県内の自治体の家賃補助に係る事業の助成金等（補足給付除く。）の交付を受けていないこと

### (助成額の算定単位及び上限額)

第4条 助成額は、月ごとに、次条に規定する方法により算定するものとし、各月の上限

額は14,000円とする。

(助成額の算定方法)

第5条 助成額は、第3条に定める対象者が、共同生活援助事業者に支払った月ごとの家賃から35,000円を差し引いた額に1/2を乗じた額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 対象者が、日割りで家賃を支払った場合の助成額は、共同生活援助事業者に支払った家賃の実支出額から、35,000円を当該月の日数で除した金額に利用日数を乗じた額を差し引いた額に、1/2を乗じた額とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 家賃には、光熱水費、共益費、食材料費等その他の費用は含まない。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、4月から9月までの上半期に支払った家賃に対する助成を受けようとするときは、同年10月末日までに、10月から翌年3月までの下半期に支払った家賃に対する助成を受けようとするときは、翌年度の4月10日までに、山梨県富士・東部圏域日中サービス支援型グループホーム室料負担軽減事業助成申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(助成の決定)

第7条 知事は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、山梨県富士・東部圏域日中サービス支援型グループホーム室料負担軽減事業費助成決定通知書（様式第2号）により、また、相当と認めない場合は、山梨県富士・東部圏域日中サービス支援型グループホーム室料負担軽減事業費助成不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払い)

第8条 知事は、助成金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法により、支払うものとする。

(書類の整備)

第8条 知事は、助成金に係る支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ当該支出等についての証拠書類を整備・保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成金支払い終了の年度の翌年度から起算

して5年間、整備・保管しておかなければならない。

(助成金の返還)

第9条 助成金を不正の手段によって受けた者があるときは、知事は、当該助成金をその者から返還させることができ、以後その者に対しては助成を行わないものとする。

(調査)

第10条 知事は必要があると認めるときは、対象者に対し、職員による質問・調査をさせることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年9月6日から施行し、令和6年4月1日から適用する。